

令和5年度税制改正について（令和4年12月時点）

令和5年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入）の個人住民税から適用される改正点をお知らせします。

○未成年者の条件等について

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年1月1日（賦課期日）時点で、18歳または19歳の方は、住民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

○住宅ローン控除の特例期間の延長

令和4年1月1日～令和7年12月31日（4年延長）に入居した方で、前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受ける方が対象となります。

消費税率の引き下げに伴う需要平準化対策が終了したため、控除限度額を前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最大9.75万円）に引き下げられます。（改正前：7%（最大13.65万円））

住宅ローン控除限度額

入居した年月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年から 令和3年12月まで※1	令和4年1月から 令和7年12月まで※2
控除限度額	A×5% （最高97,500円）	A×7% （最高136,500円）	A×5% （最高97,500円）

※1 住宅の単価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居した方と同じになります。

※2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、（※1）の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。

住宅ローン控除の控除期間

	居住年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和4年～令和7年	13年
その他新築住宅等	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年

○退職所得課税の見直し

役員等以外の人で、勤続年数5年以下の人は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされています。

○セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）の見直し

セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長されます。

（適用期間） 令和4年1月1日～令和8年12月31日

確定申告書Aの廃止

令和5年1月から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しになってください。

※譲渡所得のある方（土地・建物を個人や公共団体に売買した方）については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。